

## 作成要領

## 1 作成に当たって

別紙2「調査票」にご回答いただく医療機関は、次の項目に全て該当する機関のみ対象となります。項目をご確認のうえ、対象となる医療機関のみ別紙2「調査票」をご回答ください。

## 【項目】

- (1) 今後、外国人患者(観光客・居住者)を受け入れる意思があります
- (2) 多言語での対応が可能です  
※言語の種類は医療機関の実情に合わせて設定するものとします  
※医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の対応形式は問いません
- (3) 回答する調査票を厚生労働省及び観光庁(日本政府観光局(JNTO))及び沖縄県等のウェブサイト等、幅広く情報公開することに同意します
- (4) 回答する調査票について、沖縄県が精査し、その適格性を検討し、不適格であると思われる場合は、情報公開されないことに同意します

## 2 作成要領

- (1) 調査票(エクセルファイル)の、2行目に記載例を示しております
- (2) 同3行目に回答の方法(以下のア～ウ)を示しています。  
ア 「該当するものを選択してください」 → プルダウンメニューから該当を選択  
イ 自由記載 → 補足情報等を自由に記載  
ウ 記載してください → 該当する内容を記載
- (3) 同4行目は回答する項目となっています
- (4) (3)の回答する項目は、自機関で特に対応を行っていない場合は「空白」で構いません

## 3 その他(参考となるウェブサイト)

- (1) 内閣官房健康医療推進本部「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryuu/kokusaitenkai/kaisai.html>
- (2) 首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryuu3-2.pdf>
- (3) 厚生労働省「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02137.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html)
- (4) 厚生労働省「医療の国際展開」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html)
- (5) 観光庁(日本政府観光局)「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関の情報検索サイト  
日本語 [https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)